

裁判員裁判における新型コロナウイルス感染症への対応について

鳥取地方裁判所では、裁判員裁判を実施するに当たって裁判員候補者の皆様に安心して参加いただけるように、「三つの密（密閉，密集，密接）」を避け，様々な感染防止対策に取り組んでいます。

皆様の積極的な御参加をお願いします。

- 関係者全員に，マスクの着用を依頼します。
 - 裁判所内では，マスクの着用にご協力ください（用意されるのが難しい場合は，職員に御相談ください。）。
- 使用した部屋の扉の持ち手，机や椅子などは，消毒します。
- 法廷や評議室など，各部屋の入口などにアルコール消毒薬等を設置します。
 - 裁判所内に設置してあるアルコール消毒薬を御利用いただき，手指の消毒にご協力ください。
- 発熱やせきの症状がある方，体調不良の方は，事前に職員まで御連絡いただいています（御事情によっては，来庁を御遠慮いただくこともあります。）。

□法廷等の感染防止策

□ 法廷

- 休廷の間は換気を行います。
- 傍聴席は，間隔をあけて着席し，距離を保つようにします。
- 法壇上の席と席との間に，透明な衝立を設置します。

□ 裁判員等選任手続室及び評議室

- 常時若しくは定期的に換気を行います。
- 可能な限り，間隔をあけて着席していただきます。
- 机，いす，ロッカー及び筆記用具などは，それぞれ専用のものを利用させていただきます。